

2023年1月

お客さま 各位

愛媛信用金庫

外国における個人情報の保護に関する制度について

2022年4月1日施行の改正個人情報保護法の規定により、当金庫は、個人のお客さまを対象とした外国送金のお取り扱いに当たっては、あらかじめ送金先の外国銀行等にお客さまの個人データ（「外国送金依頼書兼告知書」などの帳票に記載いただいたご依頼人の氏名・住所やお受取人の氏名・住所等）を提供することについて、お客さまご本人の同意を得ることを義務づけられています。

また、お客さまの同意を得ようとする場合には、あらかじめ、次の（１）～（３）の情報を、お客さまご本人に提供しなければならないこととされました。

- （１） 外国の名称（送金先の外国銀行等が所在する国名）
- （２） 送金先の外国銀行等が所在する外国の個人情報保護制度に関する情報
- （３） 送金先の外国銀行等における個人情報保護措置に関する情報

一方、外国送金は国際的金融取引ネットワーク「SWIFT」（スイフト：Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication SC）を利用して処理されますが、送金する通貨や送金方法によっては、日本の銀行から送金先の外国銀行（最終受取銀行）に直接送金することができず、別の銀行（経由銀行）を介して、最終受取銀行に送金される可能性もあります。この経由銀行は、複数の国となる場合もあります。

銀行は、可能な限り経由銀行や経由国が少ないかたちで、最終受取銀行に送金できるよう努めていますが、お客さまから外国送金のご依頼を受け付けた時点では、経由銀行の有無や経由銀行名およびその所在地を把握できず、「外国の名称」を特定できません。

加えて、送金先の外国銀行等は世界200以上の国・地域に所在する1万社近い銀行等が対象となる可能性があり、経由銀行および最終受取銀行の所在する外国における個人情報の保護制度に関する情報や当該外国銀行等の個人情報の保護のために講じる措置についても、情報提供が非常に困難となっております。

以上の内容にご留意いただき、外国送金をご依頼される場合は、諸外国の個人情報保護制度等を事前に下記ウェブサイトにてご確認くださいませようお願いいたします。

・全国銀行協会ウェブサイト

<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/17491/>

・個人情報保護委員会（国の行政機関）ウェブサイト

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>